

浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第68号

浜松市の区の再編に伴う関係規則の整理に関する規則  
 (静岡県河川管理規則の一部改正)

第1条 静岡県河川管理規則(平成14年静岡県規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
水系名	河川名	水域番号	水域	水系名	河川名	水域番号	水域
都田川	都田川	1	浜名湖内のうち湖西市新所字東岡17番地の1と浜松市西區舘山寺町2232番地の1とを結んだ線以南の水域	都田川	都田川	1	浜名湖内のうち湖西市新所字東岡17番地の1と浜松市中央區舘山寺町2232番地の1とを結んだ線以南の水域
都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖(7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。)にあつては、浜松市北區細江町気賀字向山10836番地の2と同區細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。)	都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖(7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。)にあつては、浜松市浜名區細江町気賀字向山10836番地の2と同區細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。)
			浜名湖内のうち猪鼻湖(7月から9月までの				浜名湖内のうち猪鼻湖(7月から9月までの

都田川	釣橋川	3	休日にあつては、浜松市 <u>北区</u> 三ヶ日町下尾奈字楠ヶ寄2235番地の7と同区三ヶ日町大崎字神田251番地とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。）	都田川	釣橋川	3	休日にあつては、浜松市 <u>浜名区</u> 三ヶ日町下尾奈字楠ヶ寄2235番地の7と同区三ヶ日町大崎字神田251番地とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。）
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県漁業調整規則の一部改正)

**第2条** 静岡県漁業調整規則(令和2年静岡県規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保護水面における採捕の制限) <b>第34条</b> (略) 2 前項において基点第1号及び基点第2号は、次に掲げるとおりとする。 (1) 基点第1号 静岡県浜松市 <u>西区</u> 白州町3,156番地地先の堤防上に設置した標柱 (2) (略) (漁具漁法の制限及び禁止) <b>第37条</b> 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 (1)～(3) (略) (4) 浜松市 <u>西区</u> 舞阪町舞阪吹上2,727番地養魚場北西角と湖西市新居町中之郷釜崎3,664番地の1北東角を結んだ線以南の浜名湖における網丈1メートル以上の三枚網を使用する漁法 (5)～(9) (略)	(保護水面における採捕の制限) <b>第34条</b> (略) 2 前項において基点第1号及び基点第2号は、次に掲げるとおりとする。 (1) 基点第1号 静岡県浜松市 <u>中央区</u> 白州町3,156番地地先の堤防上に設置した標柱 (2) (略) (漁具漁法の制限及び禁止) <b>第37条</b> 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 (1)～(3) (略) (4) 浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町舞阪吹上2,727番地養魚場北西角と湖西市新居町中之郷釜崎3,664番地の1北東角を結んだ線以南の浜名湖における網丈1メートル以上の三枚網を使用する漁法 (5)～(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和6年1月1日から施行する。